

令和5年第4回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和5年4月20日(木)午後2時

2 場 所 朝霞市役所 第1委員会室

3 出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	野口邦彦
生涯学習部長	神頭勇
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	堀川政昭
生涯学習部次長兼図書館長	菊島隆一
教育管理課長	小石川知治
教育指導課長	松本欣巳
学校給食課長	長谷修
文化財課長	赤澤由美子
中央公民館長	又賀俊一

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会議録の承認・訂正
- (4) 教育長月間行事の承認
- (5) 教育長の報告
- (6) 議案の審議
- (7) そ の 他
- (8) 閉 会 宣 言

別紙のとおり

別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

- ① 令和5年第1回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ② 令和5年度当初教職員人事異動の概要について
- ③ 令和5年度朝霞市小中学校の学級編制について
- ④ いじめに関する調査結果について
(当日配付)
- ⑤ 専決処理について(朝霞市学校給食用物資選定委員会委員の委嘱及び任命について)
- ⑥ 専決処理について(朝霞市学校給食運営審議会委員の解職及び委嘱について)
- ⑦ 令和4年度第4回朝霞市スポーツ推進委員会議について
- ⑧ 朝霞市指定無形文化財溝沼獅子舞奉納について
- ⑨ 専決処理について(朝霞市社会教育委員の解職及び委嘱について)
- ⑩ 専決処理について(朝霞市博物館協議会委員の解任及び任命について)

◎ 提出議案

- 議案第26号 朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査委員会委員の委嘱及び任命について
- 議案第27号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて
- 議案第28号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて
- 議案第29号 第五採択地区協議会規約について

教育長月間行事(令和5年3月) 実績

日	曜	時 間	行 事 等
4	土	8:30	第12回東武鉄道杯少年サッカー中央選手権大会
4	土	9:30	令和4年度朝霞地区四市バドミントン大会
4	土	10:00	HIZAORI春祭り
11	土	9:30	朝霞地区卓球大会
12	日	13:00	第67回市民総合体育大会 空手道競技大会
19	日	9:00	第67回市民総合体育大会 バレーボール大会 小・中学生の部

教育長月間行事(令和5年5月) 予定

日	曜	時 間	行 事 等
6	土	9:00	第68回朝霞市民総合体育大会ソフトテニス春季中学生大会
8	月	13:30	埼玉県南部地区教育委員会連合会理事会・総会
9~10	火~水	終日	関東地区都市教育長協議会総会並びに分科会
18~19	木~金	終日	全国都市教育長協議会総会並びに分科会
20	土	18:30	朝霞市スポーツ少年団定期総会
24	水	14:00	南部教育長会議・教育長協議会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長報告事項

令和5年第1回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

令和5年第1回市議会定例会における教育関係一般質問及びその答弁の概要を次のとおり報告します。

質問者：田原 亮 議員（あさか未来）

質 問：より良い教育環境について

（1）主体的・対話的で深い学びの実現

①各校におけるGIGA端末の使い方

②未来の教育プロジェクトへの参画

一問一答方式

①各校におけるGIGA端末の使い方

質問①：

タブレット端末について、学校独自で制限を設けていないか、また、持ち帰りを前提とした運用をしているか、現状と課題を伺います。

答弁①

朝霞市のタブレット端末については、教育委員会で一括して管理をしております。積極的かつ安全に学習利用ができるように、タブレット端末には検索等の制限はかけず、ネットワークに最低限の制限をかけております。また、アプリについてもタブレット端末側からインストールできないようにしております。また、市で導入した学習サービスが、発達段階等を考慮しながら家庭学習等でも活用されていることからタブレット端末の持ち帰りも積極的に行っております。課題といたしましては、やはり家庭に持ち帰ったあとのタブレット端末の使い方について、保護者と協力しながら継続的に指導を要することが挙げられます。

質問②

不登校の児童・生徒に対するケアにどう活用されているか、また学習塾や教育支援センターとの連携の現状と課題を伺います。

答弁②

不登校の児童生徒に対して、各校ではタブレット端末を活用して、オンライン授業の実施などに積極的に取り組み、不登校児童生徒が学校・社会とのつながりを保てるようにしております。また、学習塾との連携は行っておりませんが、子ども相談室の適応指導教室に通室する児童生徒にも同様にタブレット端末を活用して、学校の授業をオンラインで受けたり、担任の教諭と話をしたりする等、

児童生徒に寄り添った支援を行うために活用しております。

質問③

各学校でのタブレット端末使用時における通信速度や安定性に課題が生じていないか伺います。

答弁③

現在の学校の授業用ネットワークはGIGAスクール構想開始時に新しく敷設し、多くの学級が授業での活用している状況でも、安定した十分な通信速度が出ていると捉えております。活用がより一層進む中で、ネットワークに負荷がかかるのではないかと指摘につきましては、適宜検証・対応してまいります。

質問④

以前にも本議場で議論があったかと思いますが、これらGIGA端末の更新について、市はどのような認識でいるのか伺います。

答弁④

タブレット端末の更新につきまして、一定年数が経過した際には当然リプレイス等の対応を行う必要があると承知しております。対応年数については、一般的には5年程度であると捉えておりますが、学校での使用状況を踏まえて見極めていきます。朝霞市の場合は、1万台以上の端末になりますので、現在の活用状況を確認し、更新のあり方につきましては、国や県、近隣市の状況を踏まえて、関係課と情報を共有・連携をしながら検討・対応して参りたいと思います。

質問⑤

来年度予算計上されているICT支援員について、15校に3名巡回方式で配置を想定しているとのことですが、どのような人材を募集してどのように活用していくのか、その狙いを伺います。

答弁⑤

ICT支援員につきましては、ICT等に関する資格は求めておらず、ICT機器に関する基本的な知識、技能を有する方を広く募集・採用しております。令和5年度当初で3名採用を予定しておりますが、ICT支援員1名が5校を担当する予定となっております。主な業務内容といたしましては、タブレット端末の管理や活用、ICT機器を活用した授業支援を行うことで、各学校教育の情報化を一層推進していくことをねらいとしています。

質問⑥

教育委員会が言う「学校教育の情報化」とは、どんなことか。

答弁⑥

「学校の情報化」につきましては、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、教科等横断的に子供たちを育成するため、学校に必要なICT環境を整え、それらを適切に活用した学習の充実や校務の情報化等を行っていくことと捉えております。タブレット端末が整備・活用され2年が経過する中でICT活用について、学校がどのような支援を必要としているか状況も見えて

まいりました。今後はICT支援員が配置され、ICT機器管理だけではなく、授業における教員の支援を行うことで、ICT機器を効果的に活用した教育の実践が一層推進されるものと捉えております。

質問⑦

平成29年に改定された学習指導要領で示した「主体的・対話的で深い学びの実現」というスローガンの実現のために、本市ではどのように取り組んでいるか、課題と共に伺います。

答弁⑦

「主体的・対話的で深い学びの実現」につきましては、新しい時代の人材の育成のため、質の高い授業を実現するための授業改善の視点の一つであると捉えております。本市においても、研究発表や学校訪問、教科主任研修会等で、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの研究協議を行ったり、よい取組を共有したりする等、積極的に授業改善に取り組んでおります。

市といたしましても、7名の教職員をICT推進リーダーとして委嘱し、先進的な取組や実践を、全校で共有できるようにしております。課題としては、タブレット端末の活用が教育課程の中で意図的・計画的に位置付けられ、「主体的・対話的で深い学びの実現」を具現化するツールとして効果的に活用されているかという点であると捉えております。

②未来の教育プロジェクトへの参画

質問①

本市における経産省「未来の教室」プロジェクトに参画している学校の有無と、このプロジェクトに対する教育長の認識を伺います。

答弁①

「未来の教室」プロジェクトは、国際競争力のある教育サービスを創出するため、経済産業省が民間企業と連携しながら実施する教育政策の一つであります。文理の知識を総動員して課題解決を図る学びのSTEAM化を核に、EdTechによる自学自習を通して、学びの自立化・個別最適化を目指していくものであると捉えております。学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」が謳われたり、中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」の中でも「個別最適な学び」「協働的な学び」が提唱されていることから、学校教育との親和性は高いものと認識しております。

市内小中学校ではすでにAI型ドリルと豊富なコンテンツによる学習アプリの活用を進めております。また、民間企業との連携でございますけれども、図書出版社ポプラ社と連携した読書活動の充実とか広告代理店「博報堂」ですとか、飲食産業「マクドナルド」と連携した道徳教育などを実践している小学校もございます。

教育委員会といたしましては、民間企業の知見が学校教育の中で効果的に生かされることは大変意義深いと捉えておりますので、引き続き情報収集に努めるとともに、「未来の教室」プロジェクトへの参画を希望する学校がある場合には積極的に支援してまいります。

質問者：小池 貴訓 議員（あさか未来）

質問：小中学校給食費未納問題

（１）給食費未納者の対応と未納額、処分について

答 弁：

学校給食費につきましては、約90パーセントの方が口座振替で、残りの10パーセントの方が窓口でご納付をいただいております。収納率は全体で令和2年度が99.07パーセント、令和3年度が98.94パーセントと高い水準で推移しております。

過去3か年の滞納状況を、現年分の滞納額、滞納者延べ人数、調定額に対する割合の順で申し上げますと、令和元年度が408万8,585円、人数は148人、調定額に対する割合が0.82パーセントで、令和2年度は400万2,118円、180人、0.95%、令和3年度は571万2,199円、232人、1.08%となっております。

未納者への対応につきましては、毎月督促状を送付しているほか、催告書の送付、電話催告や訪問徴収等を実施し、納付を促しております。

また、例年ですと、休日訪問徴収を年3回実施しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、現在は、平日の夜間電話催告に切替えて実施しております。

質問者：駒牧 容子 議員（公明党）

質問：安心して安全な子育て環境の整備

（３）発達に障がいがある児童の学習環境について

答 弁：

朝霞市では「多様な学びの場の充実」と「共生社会の実現」の観点から、障害の有無を問わず共に学ぶインクルーシブ教育を推進しており、通常学級において何らかの教育的支援を必要としている児童生徒に対しては「通常学級にお

ける特別な支援を必要とする児童生徒支援員」を配置し、個に応じた支援を行っております。

現在、市内小中学校の児童生徒232名に対して35名の支援員を配置しております。各小中学校では、個々の児童生徒について作成している「個別の指導計画」に基づき、教員と支援員が連携を図りながら、それぞれの児童生徒に合わせた支援を行うことにより、子供たちが安心して学ぶことができる学習環境づくりに努めております。

質問者：宮林 智美 議員（公明党）

質問：地域で子どもたちの学びや成長を支えるために

（1）学校支援ボランティアについて

一問一答方式

質問①

各学校における地域人材及びボランティアの活用状況について、程度や内容を問う。

答弁①

朝霞市では、よりきめ細やかな教育活動を推進できるよう、各学校の申請に基づき「朝霞市地域人材活用支援員」を配置しております。本年度の活用事例といたしましては、小学校では、手話や読み聞かせ等の得意分野を生かした授業支援や、音楽会の演奏、掲示物作成や環境整備等の校務支援での活用がございました。中学校では、部活動の指導者としての活用が多くなっております。支援員の活用回数は、小学校全体で年間350回、中学校全体で年間700回を割り当てております。

質問②

地域人材活用支援員について、どのような方を活用しているか。具体的な活動内容や謝金、窓口について問う。

答弁②

支援員には、特定の分野の知識や技能を持った方をお願いしております。本年度の活用事例では、先ほど答弁したものに加えて、地域の農家による作物の育て方の指導や、元教員や地域スポーツ団体所属者、大学生による部活動指導や、視覚障がい者や手話を日常的に使用している方による実体験に基づく授業における講話など多種多様となっております。

支援員への謝金は1回あたり2,000円となっており、各学校の管理職が窓口になり、支援員との連絡調整を行っております。

質問③

その他のボランティアについて、学校応援団のコーディネーターはどのように機能しているか。具体的な活動内容を問う。

答弁③

地域人材活用支援員以外にも様々な形でボランティアの方にご協力をいただいております。各学校の学校運営協議会の委員や学校評議員、PTA関係者などがコーディネーターとなり、挨拶運動や読み聞かせ、登下校時の見回り、花壇の手入れ等を、各学校の実態に応じて、活動日程調整や人員調整を行い、実施しております。

質問④

学校支援ボランティアの登録や活用をもっと充実させるために小郡市のような形で市としてコーディネーターを置くことについての考えを問う。

答弁④

ボランティアについては、現在各学校に配置されているコーディネーターが核となって活用を進めているところでございます。また、市としても各学校でどのようなボランティアの方が関わっているかは、謝金の支払いを通して概ね把握しており、個別に学校にボランティアを紹介することも可能と捉えております。今後も地域の教育力が学校の中で生かされるよう、各学校を支援してまいります。

質問者：岡崎 和広 議員（公明党）

質問：朝霞市として、土地の活用を

（1）栄町給食センターの解体について

答 弁：

旧栄町学校給食センターの解体工事後の跡地につきましては、道路との境界にフェンスを設置し、敷地内を砂利敷きで整地したうえで、当面の間は第四中学校の駐車スペースとして利用することを想定しております。

今後の跡地利用につきましては、現在のところ未定でございますが、検討に当たりましては、学校の意向を踏まえるとともに、生徒の様々な学びに繋がるよう活用してまいりたいと考えております。

質問者：大橋 正好 議員（無所属クラブ）

質問：学校教育のSDGsについて

（１）教育の中でSDGsへの取組はどうか。

答弁：

学校でのSDGsへの取組は、例えば小学校では、高学年の「総合的な学習の時間」において、SDGsの17項目の中から自分の関心が高い項目を選択し、調べ学習を行って発表する取組がございます。中学校では、「社会科」において、現在の地球の資源や環境状況を踏まえ、30年後の社会のために生徒自身が社会とどう関わるか討論を行う等、児童生徒の発達段階に応じて取り組んでいるところでございます。

SDGsは、国際連合が掲げた世界共通の目標であり、学習指導要領においても、前文及び総則に、「持続可能な社会の創り手」の育成があげられております。この理念を踏まえ、各学校においては、環境や人権、貧困などの社会の課題について、児童生徒が自分自身の問題として捉え、主体的に課題学習に取り組む力を育むため、教科横断的な視点で年間指導計画を作成し、具体的に取り組んでおります。

質問者：須田 義博 議員（あさか未来）

質問：アフターコロナのイベントについて

（１）市民体育祭について

一問一答方式

質問①

市民体育祭について、昨年の開催状況と実績について教えてください。

答弁①

令和4年度の市民体育祭は、10月9日（日）に実施いたしました。こうした中で、感染症対策として、開催時間を例年より短縮し午前8時半から午後1時までといたしました。

また、今回の参加地区は5地区で、一般の方も含めまして8種目の競技に延べ1,750人の方に御参加をいただいたところでございます。

質問②

令和4年度の新たな試みについて教えてください。

答弁②

今年度、参加自治会等の皆様に対する負担軽減策として、応援席のテントや椅子の設置を委託しました。

また、競技への参加賞としてお菓子と抽選券を配布し、閉会式前に抽選会を行い、後日景品をお渡しいたしました。

このほか、実施プログラムを見直して地域対抗種目の参加要件を緩和し、また、

各小学校10校にチラシの配布し、多くの市民に参加いただくよう努めました。

質問③

今後の市民体育祭をどのようなものにしていこうと考えていますか。

答弁③

自治会・町内会の皆様から多くの御参加をいただけるよう、今後も、プログラムの改善等、拡充を行い、現状の内容で行いたいと担当としては考えております。

質問④

今後の市民体育祭の在り方についてどう考えていますか。

答弁④

今年度の体育祭を終え、アンケートを行ったところ、参加者の皆様から、例年と違う取組があったのでお褒めの言葉もいただきました。こうしたことから一定の成果があったと考えており、現行の地区対抗形式で開催してまいりたいと考えております。

質問⑤

他のイベントと一緒に合同開催して人を集めるような、彩夏祭の時期をずらして市民体育祭と一緒にやるなど、そのようなことは考えられないですか。

答弁⑤

ただいま御提案いただいた市民体育祭を他のイベントと合同開催についての考えでございますが、今後の市民体育祭の在り方の一つとして調査研究してまいりたいと考えます。

質問者：佐久間 ケンタ 議員（無所属）

質 問：子育て支援

(1) 小・中学校の給食費無償化を実現するために

- ① 給食費改定後の財源見通し
- ② 給食センターの委託に向けた見通し及び直営から委託への年間経費の概算見通し
- ③ 給食費を改定する必要性について市長の見解

答 弁：

① 給食費改定後の財源見通し

学校給食を完全無償化した場合の必要経費ですが、令和5年度当初予算の賄材料費として、小学校で約4億2,100万円、中学校で約2億600万円、合計で約6億2,700万円を見込んでおりますので、この金額を全額市費で負担することになります。

② 給食センターの委託に向けた見通し及び直営から委託への年間経費の概算見通し

給食センターの今後の運営スケジュールですが、以前の予定では、定年を迎える調理員が全員再任用すると見込み、1つ目のセンターを令和9年度から、2つ目のセンターを令和14年度から委託する予定でございました。

しかしながら、再任用しない調理員がいたことなどにより、当時の予定から既に正規調理員の在職数も変わってきていることから、来年度以降、運営方針をさらに見直しする必要が生じている状況です。

また、センターの調理業務を委託した場合の運営経費ですが、浜崎学校給食センターを委託した際の経費を9,000万円程度と見込んでおり、直営との経費比較は、おおよそ年間で170万円程度の経費削減となると想定しています。

③ 給食費を改定する必要性について市長の見解

昨今の急激な物価高騰による市民生活への影響を考えますと、給食費を改定せずに何とか対応ができないかと考えましたが、現在の給食の質や量を維持するためには、改定が必要と教育委員会から提案がありましたので、苦渋の判断ではございますが、改定もやむを得ない状況と了承いたしました。

本市の場合、給食費は公会計で管理していることから、歳入・歳出予算いずれも財源を明らかにして、予算書に明記するために、給食の食材購入に必要な給食単価を確定する必要があります。そのため、教育委員会において試算し、学校給食運営審議会等の審議を経て、今回の改定額を決定しております。

しかしながら、保護者の経済的負担が増大している状況ですので、その負担軽減のため、改定の増額分について、令和5年度は市が負担することといたしました。

質問者：田辺 淳 議員（無所属クラブ）

質問：子どもたちが学び、科学できる環境を整えるために

- (1) 教育の「自由化」と「統制」について
- (2) 命の大切さを学ぶ機会、少人数、教科学習方式を問う
- (3) 学校施設の増築、改善、地域開放を問う

答 弁：

(1) 教育の「自由化」と「統制」について

これから今までにない答えのない課題が多くなる社会の中で生きる子供たちにおいては、自ら考え、主体的に行動できる資質・能力が必要であると捉えております。そのために、学校では、一方的に知識を与えられる授業から、様々な情報を自ら収集し、皆で話し合い、答えを見つけていく、いわゆる、「個別最適な学び」「協働的な学び」の授業への転換が必要であると考えております。一人一台タブレット端末の活用もその1つであります。

(2) 命の大切さを学ぶ機会、少人数、教科学習方式を問う

「命の大切さ」を学ぶ機会につきましては、特別の教科 道徳や保健体育の授業を中心に、発達段階に応じて学習を進めております。

生き物と直接触れ合う機会は、生命が尊いものであると実感することができる貴重な機会でございます。実際にうさぎ等を飼育している小学校では、飼育委員会を中心として、「ふれあいタイム」等の名称で、触れ合う機会を設けております。また、飼育をしていない学校でも、校外学習において、動物と触れ合う活動を取り入れている学校もございます。

少人数指導につきましては、小学校の算数科及び中学校の数学科において、特定の学年で1クラスを2分割し、それぞれのクラスに担当教諭が入って指導することで、より個に対応した学習を進めている学校も多くございます。各教科の指導に関しましては、中学校では全教科において教科担任制をとっており、小学校でも、音楽や理科等は専科教員が担当し、外国語では専科教員の他にALTの活用を組み合わせる授業を行っております。

(3) 学校施設の増築、改善、地域開放を問う

令和5年度より、第六小学校、第九小学校の校舎増築工事を行いますが、他の学校の校舎増築予定はございません。

また、教職員や事務職員などの執務スペースも、現在のところ概ね充足しておりますが、今後、少人数学級の実施により教職員が加配されることにより、職員室等の拡張が必要な場合は、学校と相談の上検討してまいりたいと考えております。

次に、地域住民にとりまして身近な公共施設である学校の地域開放でございますが、現在、校庭や体育館はスポーツ・レクリエーション団体に御利用いただいております。御指摘の図書室や家庭科室などの特別教室につきましては、子どもたちへの教育活動の場として整備しており、現在の少人数学級への対応や、施設管理や設備面を考慮しますと地域開放は難しいものと考えております。

質 問： 誰もが学び、遊び、憩える環境を整えるために

(1) 博物館・図書館体制の充実を問う

(3) 公園、市民プールの現状と今後を問う

答 弁

(1) 博物館・図書館体制の充実を問う

県との連携でございますが、博物館におきましては、県内91館園が加盟する埼玉県博物館連絡協議会、更に県内を4つのブロックに分けた地域会議があり、朝霞市は西部地域に属しております。西部地域は29館園からなり、持ち回りで催し物案内の発行や学芸員研修などを行っております。また、朝霞市博物館協議会におきましては、埼玉県立歴史と民俗の博物館、埼玉県立近代美術

館の学芸員の方を委員として任命しており、県の動向や知見を賜っているところでございます。

次に、図書館におきましては、県内公共、専門図書館、大学図書館等との連携を行う相互貸借制度がございます。このほか、朝霞地区四市公立図書館において協定を結び、相互利用を行っております。

また、サービスの拡充案として、学校図書館との連携作業を進めており、図書館サポートスタッフが窓口となり、市の図書館の蔵書の問い合わせ、必要な図書の貸出手続きを行い、学校で図書を受け渡すといった業務について調整しているところでございます。

(3) 公園、市民プールの現状と今後を問う

溝沼子どもプールにつきましては、今年度は令和4年7月9日(土)から9月4日(日)までの58日間開場いたしました。

この間における熱中症対策でございますが、藤棚1か所に加え、プールサイドに6箇所の日除けを設置し、休憩場所としてご利用いただいたところでございます。

また、場内放送や監視員の声掛けにより注意喚起を行うとともに、救護室には看護師資格等の所持者が待機し、健康管理の対応を行っております。

質問者：本田 麻希子 議員(立憲・歩みの会)

質問：市民活動団体との公平な関係

- (1) 市民活動団体の紹介
- (2) 活動の公正性の確保等

一問一答方式

(1) 市民活動団体の紹介

質問①

生涯学習ガイドブック「コンパス」の、掲載の基準についてお伺いします。

答弁①

「コンパス」への掲載基準は、生涯学習ボランティアバンク設置要綱において、ボランティアバンクに登録できる方の要件、またこのほか、朝霞市公民館運営要綱において、公民館を利用できる団体を定めております。

(2) 活動の公正性の確保等

質問①

公民館等の利用団体についても、「コンパス」に掲載する際に、どのようなも

のに準拠して公正性を確保しているのかお伺いします。

答弁①

根拠につきましては、先ほど要綱等を御案内させていただきましたが、こちらの中で宗教団体等の関連する団体、支援をする団体ではないということを規定しております。

質 問：働く世代のがんサポート

(1) 市民が情報を探すための支援

一問一答方式

質問①

市民が、がんに関する情報を得る手段や場としては、マスメディアやインターネット、書籍などがあるが、図書館の資料もその一つである。

図書館では、がんに関する情報について、どのように提供されているのか。

答弁①

がんに関する情報としては、医学的な見地から記されたものや闘病記などの体験談、病院案内や治療法など多岐にわたる資料があることから、テーマごとに棚を設けており、その目的に応じた資料を提供しております。

質問②

市民への支援策として、関連する市長部局と連携をとって情報提供する取り組みなどは行っているのか。

答弁②

期間限定ではありますが、消費生活や環境問題などについて、市の担当部局の啓発資料などと合わせて特設コーナーを設置し、同じテーマの本を展示・貸出する取り組みを行っています。

質問③

国立がん研究センターでは、がんに関する冊子や資料を無償で各地の公共図書館に配布して、情報提供を行っている。

朝霞市も、この取り組みに参加して市民サービスに努めるべきだと考えるが、どうか。

答弁③

市民の方へ様々な情報提供を行うことは、公共図書館が担う役割の一つです。今回ご質問いただいた、がん情報の提供につきましては、当該機関へ申し込みい

たしましたので、今後実施市町村の状況を参考に、啓発活動に努めてまいります。

質 問：障害のある児童生徒の保育・教育の問題

(1) 就学前後の支援のつなぎ

(2) 子どもの権利保障

一問一答方式

(1) 就学前後の支援のつなぎ

質問①

就学の際に、幼保小連絡会や保育要録の引継ぎ等があるが保育園・幼稚園と小学校との連携は十分に取れているのか。

答弁①

朝霞市では「幼児教育振興協議会」を年4回開催しております。その中で、本年度も1月に「小学校入学に係る保幼小連絡会」を開催し、入学後の適切な支援ができるよう、情報共有を行っております。さらに必要に応じて、園と学校が個別に連絡を取り合う等、適切に連携をしております。

配慮を要する就学児への支援については、各学校において、就学时健康診断等にて、実態を把握するとともに、必要に応じて保護者と学校で面談を実施することで、入学当初から適切な支援ができるよう進めております。

質問②

共有された情報が十分に活用されていないのではないかと。

答弁②

保幼小連絡会や保育要録等で共有された情報は、各学校の入学準備委員会を中心に、学級編成や就学後の支援について協議する際の資料として、活用しております。また状況に応じて、教育委員会と学校が連携し、支援員の配置をするケースもございます。

質問③

総括質疑で「医療的ケア児はいない」、看護師配置のための予算を計上していないとの答弁であったが、教育委員会は、医療的ケア児のための看護師配置を行わないのか。

答弁③

医療的ケア児に対する看護師配置につきましては、現在、学校において看護師を配置しての医療的ケアを実施している児童生徒はいないことから、その旨を答弁いたしました。保護者や本人が学校での看護師による医療的ケアを希望す

る場合には、実態を把握し、主治医等の専門家の意見も踏まえ、児童生徒の将来を見据えながら合意形成を図り、支援方法を決定していくことが重要であると考えております。

看護師配置の予算につきましては、今後設置予定の庁内連絡会や主治医からの指示書・診断書等に基づき、個別のケース会議等で看護師配置が必要と判断された場合には、予算を確保してまいります。

質問④

12月議会で、医療的ケア児の支援については、法令・国からの通知に基づき、適切に進めるとの答弁があったが教育委員会の方針は変わらないか。

答弁④

12月議会での答弁同様に変更はございません。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律をはじめとし、関連して国や県からの通知に基づき、今後、適切に支援を進めてまいります。

質問⑤

看護師配置のための諸整備はどの程度進んでいるか。また、検討中のものはいつまでに整備できるのか。

答弁⑤

現在、医療的ケア児が必要な児童生徒への対応については、来年度に、庁内連絡会の設置を予定しております。看護師配置については、ケース会議を開く等、個別に判断することになります。看護師配置が必要な場合には、予算確保を含めて、事務手続きを進めてまいります。

質問⑥

整備は1年かけてやるのか。

答弁⑥

連絡会がないからやらないということではなく、教育委員会では、保護者から問い合わせがあればその都度対応しております。

入学前の園児であれば、学校生活を送るにあたり配慮が必要な事柄について、先ほど申しました保幼小連絡会や保護者からの申込によって行われる就学相談、就学児健康診断や入学当初に保護者の希望で行われる面談等で丁寧に聞き取りながら対応してまいりたいと思います。

質問⑦

先進自治体等に学び、看護師配置に取り組んでいくことについてはどう考え

るか。

答弁⑦

まず、先進自治体の取組については調査研究させていただきます。

学校には、実際に看護行為はできませんが、養護教諭が配置されておりますので、病状等は確認しております。

質問⑧

庁内で看護師配置についての連携をしていくつもりはあるか。

答弁⑧

庁内連絡会については、保育課等にも入ってもらう予定ですので、情報共有をしております。

(2) 子どもの権利保障

質問①

就学児の支援や小学校等の施設を改善することで、市内の小学校に就学できる就学児がいるはずである。そのために、予算を確保しているのか。

答弁①

配慮が必要な児童に対してきめ細やかな支援ができるよう、支援員の配置については、予算の確保に努めております。特に、朝霞市においては低学年補助教員、または通常学級における支援が必要とする児童生徒等の支援員を設けておりまして、必要としている就学児の実態を把握した際には、学校が保護者と連絡を取り、どのような支援が必要なのか、入学後の学校生活を想定した打合せを行っております。

質問②

支援員の予算はどれくらい確保しているか。

答弁②

低学年補助教員については、各学校に1人から3人を確保しております。通常学級で支援が必要な児童生徒につきましては、学校が支援が必要な子を把握し、それに応じて数を定めて配置をしております。

質問者：黒川 滋 議員(立憲・歩みの会)

質問：公共施設の課題

(2) 次期公共施設等マネジメント実施計画と学校施設

一問一答方式

質問①

学校施設長寿命化基本方針の改訂はどのように行うのか。

答弁①

学校施設長寿命化基本方針の第1期計画期間は、令和3年度から令和7年度までとなっております。現在、教育委員会内で「学校施設整備等検討委員会」を設置し、老朽化施設の改築を含めた施設整備の検討を進めておりますので、それらを踏まえまして、令和6年度を目途に改訂に着手する予定でございます。

質問②

令和5年度予算で実施する第二中外壁等改修工事で、起債や補助金を活用した場合、償還期間中は建替えができないなどの支障がでるのではないかと。

答弁②

起債につきましては、25年での償還を予定しており、償還中に建替えを行った場合は、原則として一括償還する必要がございます。

また、補助金につきましては、今回の改修工事では、国の「学校施設環境改善交付金」を活用いたしますが、事業完了後10年以上経過した建替えの場合は、補助金返還の要件とはならないとのことですが、10年未満での建替えの場合は、国との協議により個別に判断がなされるとのことでございます。

質問③

学校施設のバリアフリーはどのように実施していくのか。

答弁③

バリアフリーに対応していない学校につきましては、障害のある子どもの状況に応じた施設改修を行い、適宜対応しているところでございます。

また、乗用エレベーターの整備や通路等の段差解消は、学校施設全体で改修に向けた検討が必要なため、第六小学校及び第九小学校で行う校舎の増築や大規模改修に併せて実施してまいります。

質 問：高齢者福祉の課題

(1) 高齢者にとってのノーマライゼーションの課題

一問一答方式

質問①

図書館における高齢者支援としては、どのようなものがあるか。

答弁①

資料においては、通常よりも大きな活字で印刷された大活字本や点訳本、また広報を録音したCDや読み上げ機能を備えた電子図書などがございます。

質問②

高齢者には、施設に入居しており、身体的事情などにより外出することが困難な方もいる。そのような方への文化的支援策として、図書館から資料を貸し出すようなサービスはないか。

答弁②

図書館では、市内の学校や事業所などに資料を貸し出す団体貸出というサービスを行っています。

本館では300冊、分館は100冊を上限として3か月間ご利用いただけます。

質問③

具体的にどのような方法をとれば、高齢者施設に資料を貸し出せるのか。

答弁③

高齢者施設側が資料の選定や運搬を担っていただくことになることから、事前に代表者の方に登録をしていただき利用券を作成のうえ、資料を選定して持ち帰りいただくこととなります。

質問者：山口 公悦 議員（共産党）

質 問：保護者の教育費負担の軽減措置について

- (1) 小・中学校へ通う子どもを持つ保護者の実態について
- (2) 保護者の教育費等の負担の実態と軽減措置について
- (3) 就学援助金制度の改善について
- (4) 給食費の無償化について

答 弁：

(1) 小・中学校へ通う子どもを持つ保護者の実態について

(2) 保護者の教育費等の負担の実態と軽減措置について

(1)と(2)につきましては、関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

現在、教育費として保護者に負担していただいているものには、教材費、校外学習費、卒業アルバム代等がございます。これにつきましては、教育活動や児童生徒のために校長が必要と認める費用が計上されております。ただ、校外学習のように、目的先や活動内容等により、学校間で費用が異なる場合がございます。

そのため一律に費用を揃えるのではなく、活動の目的や教育効果を踏まえながらも、過度な負担とならないように各学校へ指導しております。

また、児童生徒及び家庭の様子を十分に注視し、支援が必要な家庭に対しては、就学援助制度を案内するなど、適切な対応を行っております。

(3) 就学援助金制度の改善について

就学援助に負い目を感じて申請を控えてしまう方への対応としましては、学校において、就学援助を受給していることがわからないよう配慮するとともに、普段の児童生徒の様子から援助が必要と思われる家庭には個別にご案内するなど対応をしております。

そのほか、学校から年度当初にご案内を配布したり、就学時健康診断の通知の際や入学説明会でも配布したりするほか、各学校の学校だよりに掲載していただくなど周知に努めております。

なお、現在、周知方法について、事務の変更などを検討しております。

また、議員ご指摘の世田谷区における段階の認定区分を設けることも一つの方法であると認識しておりますが、本市の財政状況も厳しいことから、新たに区分を分けて援助を行うことは難しいものと考えております。

なお、申請漏れのないよう周知を継続し、認定基準については、今後の物価高騰や経済状況、他市町村などの状況を注視しながら、適切に判断してまいります。

(4) 給食費の無償化について

憲法26条におきまして、「義務教育の無償」について規定されておりますが、この無償とは授業料や入学金の他、学校施設を維持管理するための費用等を示しているものと解釈しております。学校給食費につきましては、児童生徒個人が所有する学用品や教材などと同様に、児童生徒個人が食する給食の食材の購入に係る経費を受益者負担の考えから、保護者の皆様にご負担いただいております。

す。

しかしながら、昨今の急激な物価高騰により保護者の経済的な負担が増大しておりますことから、市の判断として、給食費の改定額分を令和5年度は市が負担することといたしました。

更に、多子世帯への支援の一つとして小中学校に3人以上在籍する世帯の3人目以降の給食費を無償にする事業を開始いたします。

質 問：部活動の在り方について

(1) 部活動の位置づけ、問題点、課題、望ましい在り方

答 弁：

部活動は、現在、学校教育の一環として位置付けられておりますが、国の提言に基づき、今後は部活動が地域で展開できるよう、各自治体の実情に応じながら改革を進めていくことが求められております。

朝霞市といたしましては、部活動が勝利至上主義に陥ることなく、子どもたちの心身ともに豊かな成長へとつなげることが重要であると捉えております。昨年7月より部活動の在り方検討会議を開き、検討を進めております。部活動が地域に移行していく中で様々な課題が想定されますが、まずは生徒にとって、より良い部活動は何なのか検討してまいりたいと思います。

質 問：教育現場をハラスメントのない働きやすい場にするために

(1) 実態、問題点、課題、望ましい在り方

答 弁：

職場におけるハラスメントを解消するためには、風通しの良い職場づくりが重要であると認識しております。教育委員会では、年度当初に、ハラスメント防止のための啓発資料を作成し、ハラスメントが及ぼす影響や相談窓口などを周知しております。

また、各学校では、未然防止のために、教頭を中心に倫理確立委員会の実施や、ハラスメントの相談窓口となる教員の周知、職員会議や研修会等においては、ハラスメントや行き過ぎた指導が行われないよう、様々な場面を想定した、事例研修等を繰り返し行っております。

なお、ハラスメントが発生してしまった際は、ハラスメントで苦しんでいる職員に寄り添い、事実確認を行い、事実が判明した際には厳正に対処してまいります。

一方、相談者が、相談の実態を記録されることや他の職員に知れてしまうことを避けたいと願う場合もございます。そのような場合には、個々の状況や実

態に応じ、学校と連携を図りつつ、苦しんでいる方にとって最も適切な対応をとってまいります。

質問者：石川 啓子 議員（共産党）

質問：新型コロナウイルス物価高騰による市民生活への影響について

（１）取組の状況と今後について

一問一答方式

質問①

給食費改定のスケジュールが急ぎすぎではないか。

答弁①

急激な物価高騰に対応するため、今回のスケジュールで対応いたしました。

質問②

補正予算での対応ではいけなかったのか。

答弁②

公会計で管理しており、給食賄材料費を来年度の予算書に掲載する必要があるので、当初予算で給食単価の見直しを行いました。

質問③

保護者の意見を聞く時間がなかったようだが。

答弁③

学校給食運営審議会にPTAから選出されている委員もおり、そういった方のご意見を伺っております。

質問④

給食費の改定分を市費で負担することとした理由は。

答弁④

学校給食運営審議会や教育委員会定例会において、委員から給食費を上げることはやむを得ないが、保護者の経済的負担を軽減する施策を要望する声があり、これを受けて改定分を負担するという判断に至りました。

質問⑤

給食費を徴収することは、憲法の義務教育費無償の原則に背くことになるのではないか。

答弁⑤

児童生徒が保有する学用品などと同様に給食の食材については、児童生徒が食するものであり、受益者負担の観点から、食材に係る経費のみを保護者にご負担いただいています。

質問⑥

学校給食法を根拠に食材料費を保護者負担としているとこれまでも答弁しているが、国の発言等と食い違いがあるのではないか。

答弁⑥

国の発言は把握しておりますが、給食費を無償にすることは各自治体の判断によるものと認識しています。

質問⑦

保護者に配布したチラシに、給食食材の費用については保護者負担と法律にあると書いてあるが、この書き方は誤りではないか。

答弁⑦

本市では、受益者負担の観点から食材に係る経費のみを保護者に負担していただいていることから、そうしたことを記しているものでございます。

質問者：利根川 仁志 議員（公明党）

質問：中学校の部活の地域移行について

（１）朝霞市の現状と今後の取組

一問一答方式

質問①

今後のスケジュールは。

答弁①

令和4年度は部活動の在り方検討会議を開催し、議論を重ねているところでございます。今年2月に中学生、小学6年生、保護者及び教員に行ったアンケート結果を踏まえて、今後の朝霞市における部活動の在り方について具体的に議論していくことになっております。国が令和7年度までの期間を「改革集中期間」から「改革推進期間」と変更する中、まずは、朝霞市の状況を踏まえて、実態に合った形で取り組んでいく必要があると捉えております。

質問②

当面は休日のみの実施となるか。

答弁②

国の提言では、まずは休日から段階的に移行していくとしておりますが、市としては休日のみならず、平日も含めて検討していくべきであると捉えております。

質問③

外部指導員確保の見通しはあるか。

答弁③

現在はアンケート結果を踏まえ、各学校現場の状況を、現状を把握しているところでございます。今後は関係課と連携しながら、地域スポーツ団体にも検討会議に加わっていただき、令和5年度以降検討していく必要があると捉えております。

質問④

地域移行をスムーズに行うための目星はついているのか。

答弁④

部活動の地域移行にあたっては、急に移行するものではなく、段階的に対応していく必要であると捉えております。朝霞市も、生涯学習が抱えているスポーツ団体等がございます。また、意欲をもって部活動を指導している教員もおりますので、そういったことも踏まえながら、総合的に考えていきたいと思っております。

質問⑤

外部指導者が見つからなかったら、これまで同様教職員が指導するのか。

答弁⑤

そういうケースも出てくるものと捉えております。

質問⑥

受け皿が豊富な地域とそうでない地域の格差が出るという懸念についてどう捉えているか。

答弁⑥

朝霞市のですね、状況に当てはめると、やはり生徒数や部活動の種類も多いためにですね、地域の受け皿が十分にあるとは言えない状況にもあると捉えております。

また、外部指導員が適切に配置できない場合も想定されるため、今後の課題と

して受け止めております。

質問⑦

外部指導員へ謝金等、費用が発生するのか。どのくらいなのか。

答弁⑦

これまでは、部活動は教職員が指導をしていたために、謝金等の費用は発生していませんが、現在すでに地域人材活用支援員として、部活動指導にあたっての方に、実績報告にもとづき、謝金を支払っております。

地域移行にあたっては、外部指導員に対して、どのくらい謝金を支払うことが適当か、また誰が支払うのか、財源はどうなるのか、国や県の補助はあるのかそういったことも含め、大きな課題と捉えております。

質問⑧

1つの部活に、複数の指導員というのはあり得るのか。

答弁⑧

あり得ると思います。

質問⑨

上限はあるのか。

答弁⑨

その状況にもよりますので、一概には言えないものと思います。

質問⑩

休日の実施の場合、グラウンド使用料等の費用は保護者負担になるのか。

答弁⑩

これまでの部活動では、学校施設での実施が中心であり、使用料は発生しておりませんでした。部活動が地域移行にあたるにあたって、会場使用料についても課題になると捉えおりますが、地域移行した場合、部活動が学校の施設を利用する場合には、無償でできないか検討してまいりたいと思います。

質問⑪

保護者が費用負担しないように何か助成等についてはどういう見解か。

答弁⑪

保護者の経済的負担が過度にならないようにすることは、一番大切な視点だと思います。経済的負担を理由に部活動への参加が困難にならないよう、国や県の動等も踏まえながら、今後検討を進めてまいります。

質問⑫

今後、スポーツ以外、文化部も含めて地域移行するのか。

答弁⑫

市としては、運動部だけでなくですね、やはり文化部も一緒に検討を進めてまいりたいと考えております。

質問⑬

今後、外部指導者が見つからない場合は、教職員の兼職兼業という形になっていくと思うが、手当についてはどう考えているのか。

答弁⑬

先ほど申しあげました通り、部活動指導をですね、希望する教職員もいる場合もあると思いますので、現状すべての教職員が顧問を担当しているわけですが、今後はですね、部活動への関わり等も議論を進める必要があると思います。また先ほど言った兼職兼業についてもですね、やはり教職員という立場ではなく、外部指導員という形の立場になる可能性もありますので、兼職兼業についても、国や県の動向を踏まえながら、検討を進めてまいりたいと思います。

令和5年度当初教職員人事異動の概要について

1 教職員異動者数

	校長	教頭	主教(小)	主教(中)	教諭(小)	教諭(中)	養護	栄教	事務	栄養	計	R4年度当初	R3年度当初
退職	3	1	1 (1)	0	11 (1)	9 (2)	0	0	0	0	25 (4)	19 (8)	28 (6)
転出	0	0	1	0	8	5	1	0	0	0	15	27	22
転入	0	0	0	0	8	3	1	0	1	0	13	33	29
転補	3	3	0	0	20	3	1	0	0	0	30	31	21
新採用	2	3	1	0	19	7	0	1	0	0	33	33	38
再採用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
再任用	1	0	0	0	15 ※	10	0	0	1	0	27	25	31
計	9	7	3 (1)	0	81 (1)	37 (2)	3	1	2	0	143 (4)	169 (8)	169 (6)

()は内数で任用退職者

※2名定数1の短時間勤務2校

2 永年勤続解消状況

採用以来同一校6年以上		主教	教諭	養教	栄教	事務	栄養	計	R4年度当初 (5年以上)	R3年度当初 (5年以上)
小学校	該当者	0	9	0	0	0	0	9	25	24
	異動者		2					2	15	13
	異動率		22%					22%	60%	54%
中学校	該当者	0	2	0	0	0	0	2	10	6
	異動者		0					0	8	6
	異動率		0%					0%	80%	100%

※市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項の変更に伴い、令和5年度当初より「採用以来同一校6年以上」に変更。

※異動しなかった小学校教諭5名、中学校教諭1名は育児休業のため。その他、猶予2名、他県経験1名。

同一校10年以上		主教	教諭	養教	栄教	事務	栄養	計	R4年度当初	R3年度当初
小学校	該当者	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	異動者		0					0	0	0
	異動率		0%					0%	0%	0%
中学校	該当者	0	2	0	0	0	0	2	0	0
	異動者		1					1	0	0
	異動率		50%					50%	0%	0%

※異動しなかった者2名は退職。

令和5年度朝霞市小中学校の学級編制について

令和5年度児童生徒数 (集計表) [小]

No.	学校名 教委名	通常の学級(上段)・特別支援学級(下段)						特別支援学級障害別合計数						通級指導			日本語 指導			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	知的	肢体	身虚	弱視	難聴	言語	自閉症・情緒	計		難聴・言語	発達・情緒	計
93	朝霞第一小 朝霞市	95 2	102 0	99 2	105 2	87 0	83 5	571 11	4						7	11	1	4	5	4
94	朝霞第二小 朝霞市	120 2	123 4	128 3	104 2	132 3	98 1	705 15	8						7	15	1	1	2	0
95	朝霞第三小 朝霞市	136 1	143 0	133 3	131 3	112 1	125 2	780 10	7						3	10	3	1	4	3
96	朝霞第四小 朝霞市	89 2	86 5	88 2	96 1	100 3	105 5	584 18	7						11	18	2	9	11	3
97	朝霞第五小 朝霞市	151 0	137 3	176 1	155 1	159 1	158 5	936 11	7						4	11	9	3	12	2
98	朝霞第六小 朝霞市	190 2	157 5	182 3	173 2	164 1	158 2	1,024 15	9						6	15	5	0	5	5
99	朝霞第七小 朝霞市	108 2	119 3	133 0	122 3	119 3	115 1	716 12	8						4	12	4	1	5	6
100	朝霞第八小 朝霞市	182 0	203 2	208 2	184 2	202 0	203 1	1,182 7	4						3	7	3	3	6	4
101	朝霞第九小 朝霞市	68 4	70 0	62 2	50 1	72 0	58 0	380 7	5						2	7	2	3	5	11
102	朝霞第十小 朝霞市	128 2	145 2	116 2	114 4	126 1	124 1	753 12	5						7	12	5	9	14	3
	朝霞市計	1,267 17	1,285 24	1,325 20	1,234 21	1,273 13	1,227 23	7,611 118	64	0	0	0	0	0	54	118	35	34	69	41

令和5年度学級数 (集計表) [小]

No.	学校名 教委名	通常の学級(上段:実学級数、下段:標準学級数)										特別支援学級(上段:実学級数、下段:標準学級数)							上段:実計 下段:標準計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	知的	肢体	身虚	弱視	難聴	言語	自閉症・情緒	計			
93	朝霞第一小	3	3	3	3	3	3	18	1						1	2	20		
	朝霞市	3	3	3	3	3	3	18	1						1	2	20		
94	朝霞第二小	4	4	4	4	4	4	22	1						1	2	24		
	朝霞市	4	4	4	4	4	4	22	1						1	2	24		
95	朝霞第三小	4	5	4	4	3	4	24	1						1	2	26		
	朝霞市	4	5	4	4	3	4	24	1						1	2	26		
96	朝霞第四小	3	3	3	3	3	3	18	1						2	3	21		
	朝霞市	3	3	3	3	3	3	18	1						2	3	21		
97	朝霞第五小	5	4	6	6	5	4	28	1						1	2	30		
	朝霞市	5	4	6	6	5	4	28	1						1	2	30		
98	朝霞第六小	6	5	6	6	5	4	31	2						1	3	34		
	朝霞市	6	5	6	6	5	4	31	2						1	3	34		
99	朝霞第七小	4	4	4	4	3	3	22	1						1	2	24		
	朝霞市	4	4	4	4	3	3	22	1						1	2	24		
100	朝霞第八小	6	6	6	6	6	6	36	1						1	2	38		
	朝霞市	6	6	6	6	6	6	36	1						1	2	38		
101	朝霞第九小	2	2	2	2	2	2	12	1						1	2	14		
	朝霞市	2	2	2	2	2	2	12	1						1	2	14		
102	朝霞第十小	4	5	4	4	4	4	25	1						1	2	27		
	朝霞市	4	5	4	4	4	4	25	1						1	2	27		
	朝霞市 計	41	41	42	42	39	36	236	11	0	0	0	0	0	11	22	258		
		41	41	42	42	39	36	236	11	0	0	0	0	0	11	22	258		

令和5年度学級数 (集計表) [中]

No.	学校名 教委名	通常の学級(上段:実学級数、下段:標準学級数)						特別支援学級(上段:実学級数、下段:標準学級数)						上段:実計 下段:標準計			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	知的	肢体	身虚	弱視	難聴		言語	自閉症・情緒	計
49	朝霞第一中	8	8	8				24	3						1	4	28
	朝霞市	8	8	8				24	3						1	4	28
50	朝霞第二中	7	6	6				19	2						1	3	22
	朝霞市	7	6	6				19	2						1	3	22
51	朝霞第三中	7	6	7				20	1						1	2	22
	朝霞市	7	6	7				20	1						1	2	22
52	朝霞第四中	5	6	5				16								0	16
	朝霞市	5	6	5				16								0	16
53	朝霞第五中	3	3	4				10	1							1	11
	朝霞市	3	3	4				10	1							1	11
	朝霞市 計	30	29	30	0	0	0	89	7	0	0	0	0	0	3	10	99
		30	29	30	0	0	0	89	7	0	0	0	0	0	3	10	99

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市学校給食用物資選定委員会委員の委嘱及び任命について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和5年4月20日

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- 1 件 名
専決第1号 朝霞市学校給食用物資選定委員会委員の委嘱及び任命について
- 2 専決処理期日
令和5年4月1日
- 3 専決処理した理由
委員の委嘱及び任命について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため
- 4 事務処理の状況
別紙のとおり
- 5 委嘱の根拠
朝霞市学校給食用物資選定委員会条例第4条

別紙

1 委嘱又は任命について

(1) 発令事項 朝霞市学校給食用物資選定委員会委員を委嘱（任命）する
任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする

(2) 発令年月日 令和5年4月1日

(3) 発令候補者

選出の根拠	氏名	職業又は所属・職名	備考
1号委員 (学校給食センター 所長)	ほしの <small>かなめ</small> 星野 要	学校給食センター所長	新任
	にこう <small>たけお</small> 二河 健夫	学校給食センター所長	再任
2号委員 (栄養教諭、 学校栄養職員)	たくま <small>さやか</small> 田熊 清香	学校栄養職員（栄養主査）	再任
	わだ <small>なおこ</small> 和田 直子	栄養教諭	再任
	さとう <small>えりこ</small> 佐藤 英里子	学校栄養職員（栄養技師）	再任
	さかい <small>ちはる</small> 酒井 千春	栄養教諭	新任
	ひつじ <small>まりこ</small> 日辻 方里子	栄養教諭	再任
	なか <small>みなこ</small> 中 美奈子	栄養教諭	再任
	あおやま <small>てつや</small> 青山 哲也	学校栄養職員（栄養技師）	再任
3号委員 (給食調理主任)	よしだ <small>しょうじ</small> 吉田 正二	給食調理主任	再任
	しらとり <small>やすゆき</small> 白鳥 康行	給食調理主任	再任
	かわした <small>とも</small> 川下 朋	給食調理主任	再任
4号委員 (保護者代表)	さとう <small>ゆきの</small> 佐藤 雪乃	審議会等公募委員	再任

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市学校給食運営審議会委員の解職及び委嘱について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和5年4月20日

朝霞市教育委員会教育長 二見隆久

記

- 1 件名
専決第2号 朝霞市学校給食運営審議会委員の解職及び委嘱について
- 2 専決処理期日
令和5年4月1日
- 3 専決処理した理由
委員の解職及び委嘱について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため
- 4 事務処理の状況
別紙のとおり
- 5 委嘱の根拠
朝霞市学校給食運営審議会に関する条例第4条

別紙

1 解職について

(1)発令事項 朝霞市学校給食運営審議会委員の委嘱を解く。

(2)発令年月日 令和5年3月31日

(3)発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	理由
あいほら 栗飯原 かをり	朝霞第四小学校長	担当の変更
はらぐち のりみつ 原口 憲充	朝霞第一中学校長	担当の変更

2 委嘱について

(1)発令事項 朝霞市学校給食運営審議会委員を委嘱する。
任期は令和5年4月1日から令和5年6月30日までとする

(2)発令年月日 令和5年4月1日

(3)発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
みやこし たかこ 宮腰 高子	朝霞第二小学校長	新任
しま とおる 嶋 徹	朝霞第三中学校長	新任

教育長報告事項

令和4年度第4回朝霞市スポーツ推進委員会議について

- 1 事業名 令和4年度第4回朝霞市スポーツ推進委員会議
- 2 開催日時 令和5年3月23日(木)午後7時から午後7時30分まで
- 3 開催場所 朝霞市立総合体育館会議室
- 4 出席者数 朝霞市スポーツ推進委員：22人中19人出席(別紙参照)
事務局：6人
- 5 議題
 - (1) 令和4年度自主事業報告及び令和5年度自主事業計画について
 - (2) 第27回朝霞市民ウォークラリー大会について
 - (3) その他
- 6 会議の概要
 - (1) 令和4年度自主事業報告及び令和5年度自主事業計画について
令和4年度に実施した自主事業(ボッチャ体験教室やミニテニス教室等)の報告及び、令和5年度における自主事業計画(小学生スポーツ教室・市民体育祭等)について委員に説明を行いました。
 - (2) 第27回朝霞市民ウォークラリー大会について
4月16日に開催予定の第27回朝霞市民ウォークラリー大会の概要等について委員に説明を行いました。
 - (3) その他
新年度からのスポーツ係の新体制について委員に説明を行いました。

令和4年度 第4回朝霞市スポーツ推進委員会議 出欠席表

(令和5年3月23日(木) 朝霞市立総合体育館 会議室)

氏 名	備 考	出 席 / 欠 席
馬場 典成	少年サッカー	出 席
塩味 光夫	卓球	出 席
椎橋 成美	スポーツ少年団	出 席
茂木 善行	卓球	出 席
佐々木 みはる	バスケットボール	出 席
野島 安広	ソフトテニス	出 席
佐々木 雄悦	ジョギング	出 席
和田 真由美	アイスホッケー	出 席
篠崎 大輔	野球	出 席
土屋 秀雄	バスケットボール	出 席
荒川 教子	エクササイズ	出 席
藤田 志穂	なぎなた	出 席
谷津 諭	陸上競技	出 席
大越 永人	野球連盟	出 席
倉林 大輔	小体連	欠 席
星 紀宏	陸上競技	欠 席
吉井 美佐子	陸上競技	出 席
大橋 和美	テニス	出 席
坂本 邦春	バスケットボール	出 席
野内 規子	バスケットボール	欠 席
安岡 亮	ソフトテニス	出 席
伊藤 秀晃	野球	出 席

※22人中19人出席

教育長報告事項

朝霞市指定無形文化財溝沼獅子舞奉納について

1 日 時 令和5年4月2日(日) 午後2時～午後3時

2 主 催 溝沼獅子舞保存会

3 会 場 溝沼氷川神社

4 見学者数 約220人

5 概 要

溝沼獅子舞の奉納舞が、令和元年10月以来3年振りに行われました。

当日の天気は曇りで降雨の心配もありましたが、予定通り溝沼氷川神社境内で行われました。実施中に雨が降り出したものの、舞いの途中で雨は止み、多くの見学者が来場・見学していました。

3年振りの挙行でもあり、また天気の状態からも、見学者数等が見込み難い部分もありましたが、特に事故もなく、多くの見学者がある中で盛況のうちに終了しました。

今後におきましても、主催団体と連携を図り、文化財の保護・普及に努めてまいります。

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市社会教育委員の解職及び委嘱について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和5年4月20日

朝霞市教育委員会教育長 二見隆久

記

- 1 件名
専決第3号 朝霞市社会教育委員の解職及び委嘱について
- 2 専決処理期日
令和5年4月6日
- 3 専決処理した理由
委員の解職及び委嘱について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため
- 4 事務処理の状況
別紙のとおり
- 5 委嘱の根拠
朝霞市社会教育委員設置条例第2条第2項

別紙

1 解職について

(1)発令事項 朝霞市社会教育委員の委嘱を解く。

(2)発令年月日 令和5年3月31日

(3)発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	理由
すぎやま いわお 杉山 巖	朝霞第三中学校長	定年退職

2 委嘱について

(1)発令事項 朝霞市社会教育委員を委嘱する。
任期は令和5年4月6日から令和5年6月30日までとする

(2)発令年月日 令和5年4月6日

(3)発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
からまつ よしと 唐松 善人	朝霞第一中学校長	新任

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市博物館協議会委員の解任及び任命について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和5年4月20日

朝霞市教育委員会教育長 二見隆久

記

- 1 件名
専決第4号 朝霞市博物館協議会委員の解任及び任命について
- 2 専決処理期日
令和5年4月6日
- 3 専決処理した理由
委員の解任及び任命について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため
- 4 事務処理の状況
別紙のとおり
- 5 任命の根拠
朝霞市博物館条例第7条

別紙

1 解任について

(1)発令事項 朝霞市博物館協議会委員の任命を解く。

(2)発令年月日 令和5年3月31日

(3)発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	理由
からまつ よしと 唐松 善人	朝霞第八小学校長	人事異動

2 任命について

(1)発令事項 朝霞市博物館協議会委員を任命する。

任期は令和5年4月6日から令和7年2月19日までとする

(2)発令年月日 令和5年4月6日

(3)発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
はらぐち のりみつ 原口 憲充	朝霞第四小学校長	新任

議案第26号

朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員の委嘱及び任命について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、下記のとおり朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員を委嘱及び任命することについて議決を求める。

令和5年4月20日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- 1 発令事項 朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員を委嘱（任命）する
任期は令和5年4月20日から
令和6年3月31日までとする
- 2 発令年月日 令和5年4月20日
- 3 発令候補者 別紙のとおり

別紙

朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員 発令候補者名簿

氏 名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
からまつ 善人 唐松 善人	朝霞市立朝霞第一中学校長	新任
とほし 徹嘉 土橋 徹嘉	朝霞市立朝霞第二中学校長	再任
しま とおる 嶋 徹	朝霞市立朝霞第三中学校長	新任
いないずみ いさお 稲泉 功	朝霞市立朝霞第四中学校長	再任
すずき かおり 鈴木 香織	朝霞市立朝霞第五中学校長	再任
すだ さちこ 須田 祥子	総務部長	再任
むぎた のぶゆき 麦田 伸之	こども・健康部長	再任
さとう もとき 佐藤 元樹	福祉部長（福祉事務所長兼務）	再任
のぐち くにひこ 野口 邦彦	学校教育部長	再任

議案第29号

第五採択地区協議会規約について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第8号の規定により、第五採択地区協議会規約について別紙のとおり議決を求める。

令和5年4月20日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

第五採択地区協議会規約

第一章 総 則

(目的)

第一条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、第五採択地区内の市立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第二条 協議会は、第五採択地区協議会という。

(協議会を設ける市の教育委員会)

第三条 協議会は、次に掲げる市の教育委員会（以下「関係市教育委員会」という。）がこれを設ける。

- 一 朝霞市教育委員会
- 二 和光市教育委員会

第二章 組 織

(組織)

第四条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第五条 委員は、次に掲げる者のうちから充てる。

- 一 関係市教育委員会の教育長及び委員
 - 二 関係市の保護者
 - 三 関係市の教育委員会事務局部課長
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の利害に関係のある事件については、その議事に加わることができない。

(会長)

第六条 協議会に会長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第七条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

第三章 会 議

(会議の招集)

第九条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員半数以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第十条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。
- 4 協議会の委員は、会議に関わる事項において、知り得た内容を外部に漏らしてはならない。

(教科用図書を選定の方法)

第十一条 教科用図書の選定は、第13条第4項の報告及び埼玉県教育委員会が作成した選定のための資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第十二条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第四章 調査員

第十三条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置く。

- 2 調査研究は志木市、新座市が構成する第六採択地区の調査員と共同で行う。
- 3 調査員は、第五及び第六採択地区内の学校の校長若しくは教頭、主幹教諭、教諭等を充て、種目ごとに原則として5名とする。ただし、国語は書写を含め、社会は地図を含め、7名までとする。
- 4 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
- 5 調査員は、調査の内容及びその他調査に関わる事項において、知り得た内容を外部に漏らしてはならない。

第五章 協議会の公開及び議事録、資料の公表

第十四条 協議会は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは非公開とする。

2 協議会の会議の議事録及び前条第4項の資料については、関係市教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第六章 経費の支弁の方法

第十五条 協議会に要する費用は、関係市の協議により決定した額について、関係市が負担する。

附則

この規約は、平成30年4月26日から施行する。